

改正 平成30年3月31日告示第74号
令和3年3月31日告示第77号
令和3年3月31日告示第85号
令和6年3月28日告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、淡路市インターンシップ事業実施要綱（平成27年淡路市告示第56号。以下「実施要綱」という。）の規定によるインターンシップ事業を実施する市内法人等の負担を軽減するため、予算の範囲内において、その経費の一部を補助金として交付することに関し、淡路市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、実施要綱で使用する用語の例による。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、協力事業所で、市税を滞納していない者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、インターンシップ実習生1人につき1日当たり5,000円に延べ受入人数を乗じた額とし、1事業所につき年間10万円を限度とする。ただし、当該事業所がインターンシップ実習生の受入れを促進するためのピーアールイベントに参加した場合は、その参加に要した負担金の2分の1に相当する金額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を、1事業所につき年間10万円を限度として加算するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、淡路市インターンシップ事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市税の納税証明書

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、淡路市インターンシップ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、規則第9条の規定による補助金等交付決定取消通知書又は補助金等交付決定内容（条件）変更通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、淡路市インターンシップ事業補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、規則第13条に規定する補助金等交付確定通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱その他関係法令に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを決定したときは、規則第9条に規定する補助金等交付決定取消通知書を当該交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前の交付決定者に対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年3月31日告示第74号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第77号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第85号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日告示第57号)

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

淡路市長 様

所在地
事業所名
代表者

淡路市インターンシップ事業補助金交付申請書

淡路市インターンシップ事業補助金の交付を受けたいので、淡路市インターンシップ事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

(実習生受入)

実習生	教育機関名			
	学部・学科名	学部 学科	学部 学科	学部 学科
	学 年			
	氏 名			
実 習 時 期	月 日から 月 日まで (実働 日)	月 日から 月 日まで (実働 日)	月 日から 月 日まで (実働 日)	
実 習 場 所				
実 習 内 容				
交 付 申 請 額 及 び 算 出 根 拠	交付申請額 円 ※ 次により計算した金額と 100,000 円のいずれか低い額			
	算出根拠 5,000 円 × (延受入数) 日 = 円			

(ピーアールイベント)

イ ベ ン ト 名	
-----------	--

イベント参加日	月 日 ~ 月 日
イベント参加負担金	円
交付申請額 及び算出根拠	交付申請額 円 ※ 次により計算した金額と 100,000 円のいずれか低い額
	算出根拠 $\text{円 (PRイベント参加負担金)} \times 1/2 = \text{円}$ ※ 算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは切捨て

※ 添付書類

- 1 市税に滞納がないことを証する書類
- 2 インターンシップ事業の実施内容等が分かる書類
- 3 イベントの概要及び参加負担金が分かる書類（イベント参加の場合のみ）

年 月 日

淡路市長 様

所在地

事業所名

代表者

淡路市インターンシップ事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で決定があったインターンシップ事業の内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、淡路市インターンシップ事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業変更（中止・廃止）の内容

年 月 日

淡路市長 様

所在地
事業所名
代表者

淡路市インターンシップ事業補助金実績報告書

淡路市インターンシップ事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

(実習生受入)

実習学生	教育機関名			
	学部・学科名	学部 学科	学部 学科	学部 学科
	学 年			
	氏 名			
実 習 時 期	月 日から 月 日まで (実働 日)	月 日から 月 日まで (実働 日)	月 日から 月 日まで (実働 日)	
実 習 場 所				
実 習 内 容				
実 績 額 及 び 算 出 根 拠	実績額 円 ※ 次により計算した金額と 100,000 円のいずれか低い額			
	算出根拠 5,000 円 × (延受入数) 日 = 円			

(ピアールイベント)

イ ベ ン ト 名	
イベント参加日	月 日 ~ 月 日
イベント参加負担金	円
実 績 額 及 び 算 出 根 拠	実績額 円 ※ 次により計算した金額と 100,000 円のいずれか低い額
	算出根拠 円 (イベント参加負担金) × 1/2 = 円 ※ 算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは切捨て

※ 添付書類

- 1 インターンシップ事業の実施状況が分かる書類及び写真
- 2 イベント参加負担金の領収書の写し (イベント参加の場合のみ)
- 3 イベント当日の写真 (イベント参加の場合のみ)

(教育機関の証明)

淡路市インターンシップ事業補助金実績報告書に記載がある学生は本校に在籍する学生であり、かつ、記載内容のとおりインターンシップ事業に参加したことを証明します。

年 月 日

所 在 地
教育機関名
代 表 者

Ⓜ